



## 国際規格 ISO 14001 環境マネジメントシステムの改定の動向

### ISO/DIS 14001:2014 について

米倉 寛人 Hiroto Yonekura

CSR・環境事業部

上席コンサルタント

#### はじめに

ISO 14001 は、国際標準化機構（以下「ISO」）から 1996 年に発行され、その後の環境問題への関心の高まりを受けて、認証登録企業は日本国内では 24,000 件弱、全世界では約 300,000 件となっている<sup>1</sup>。ISO 14001 は、これまで 2 度改定されているが、前回の改定（2004 年）以来、ほぼ 10 年ぶりの改定に向けて ISO で作業が行われている。今般の改定では、他のマネジメントシステム規格と規格構造を揃えるための、マネジメントシステム規格の上位構造である「High Level Structure」（以下「HLS」）の導入、また、これまでの環境経営・環境対策の推進における課題点を踏まえた改定案が ISO で検討されている。

ISO14001 は、2015 年中に改定版が公表される予定であり、現在は Draft International Standard が公表されており、近く Final Draft International Standard（以下「FDIS」）が公表される予定である。

本稿では ISO/DIS 14001:2014 について、ISO 14001:2004 との変更点や既に ISO 14001:2004 に基づく環境マネジメントシステム（以下「EMS」）を構築・運用している企業等における規格改定対応のポイントについて概観し、今後の動向について述べる。

#### 1. 2015 年 ISO 14001 規格改定の概要

ISO 14001 は 5 年ごとに改定の検討がなされることになっているが、改定が行われなかった年を間に挟んで、ISO 14001:1996、現行の ISO 14001:2004 と続き、2015 年に公表予定の改定版（ISO 14001:2015）により、改定は 3 回目となる。本稿執筆時では ISO/DIS 14001:2014（以下「DIS」）が公表されている段階であり、その後 FDIS を経て、最終的に 2015 年中に International Standard（以下「IS」）が発行される予定となっている。

本章では、現在公表されているこの DIS について、現行の規格と比較したときの変更点や今後の対応のポイントについて述べる。なお、近々に FDIS、IS と検討が進捗する中で規格の内容が変更になることがあるので、その点をご留意いただきたい。

<sup>1</sup> International Standardization for Organization, "ISO Survey 2013", ISO Survey, <http://www.iso.org/iso/iso-survey>. (Accessed 2015-3-11)

今般の ISO 14001 の改定では、ISO 9001 や ISO 27001、ISO 39001 等の各種マネジメントシステム規格と規格構造の整合化を図るため、マネジメントシステム規格の HLS が取り入れられた。

DIS と ISO 14001:2004 の章構成を比較したものを表 1 に示す。

表 1 ISO/DIS 14001:2014 及び ISO/14001:2004 の章構成比較<sup>2</sup>

章番号	ISO/DIS 14001:2014 の章・節タイトル	章番号	ISO 14001:2004 の章・節タイトル
1	適用範囲	1	適用範囲
2	引用規格	2	引用規格
3	用語及び定義	3	用語及び定義
4	組織の状況		
4.1	組織及びその状況の理解		
4.2	利害関係者のニーズ及び期待の理解		
4.3	環境マネジメントシステムの適用範囲の決定	4.1	一般要求事項
4.4	環境マネジメントシステム	4.1	一般要求事項
5	リーダーシップ		
5.1	リーダーシップ及びコミットメント		
5.2	環境方針	4.2	環境方針
5.3	組織の役割、責任及び権限	4.4.1	資源、役割、責任及び権限
6	計画	4.3	計画
6.1	脅威及び機会に関するリスクへの取組		
6.1.1	一般		
6.1.2	著しい環境側面	4.3.1	環境側面
6.1.3	順守義務	4.3.2	法的及びその他の要求事項
6.1.4	脅威及び機会に関するリスク		
6.1.5	取組のための計画策定		
6.2	環境目的及びそれを達成するための計画策定	4.3.3	目的、目標及び実施計画
6.2.1	環境目的	4.3.3	目的、目標及び実施計画
6.2.2	環境目的を達成するための取組の計画策定	4.3.3	目的、目標及び実施計画
7	支援	4.4	実施及び運用
7.1	資源	4.4.1	資源、役割、責任及び権限
7.2	力量	4.4.2	力量、教育訓練及び自覚
7.3	認識	4.4.2	力量、教育訓練及び自覚
7.4	コミュニケーション	4.4.3	コミュニケーション
7.4.1	一般	4.4.3	コミュニケーション
7.4.2	内部コミュニケーション	4.4.3	コミュニケーション
7.4.3	外部コミュニケーション	4.4.3	コミュニケーション
7.5	文書化した情報	4.4.4	文書類
7.5.1	一般	4.4.4	文書類
7.5.2	作成及び更新	4.4.5	文書管理
		4.5.4	記録の管理
7.5.3	文書化した情報の管理	4.4.5	文書管理
		4.5.4	記録の管理
8	運用	4.4	実施及び運用
8.1	運用の計画及び管理	4.4.6	運用管理
8.2	緊急事態への準備及び対応	4.4.7	緊急事態への準備及び対応
9	パフォーマンス評価	4.5	点検
9.1	監視、測定、分析及び評価	4.5.1	監視及び測定
9.1.1	一般	4.5.1	監視及び測定
9.1.2	順守評価	4.5.2	順守評価
9.2	内部監査	4.5.5	内部監査
9.3	マネジメントレビュー	4.6	マネジメントレビュー
10	改善		
10.1	不適合及び是正処置	4.5.3	不適合並びに是正処置及び予防処置
10.2	継続的改善		

ISO 14001:2004 (以下「2004年版」)では、PDCAの「P(計画)-D(実行)-C(点検)-A(見直し)」の

<sup>2</sup> International Standardization for Organization; 一般財団法人日本規格協会. ISO/DIS 14001:2014 英和对訳版. 一般財団法人日本規格協会, 2014, 70p., p31-32.

順で要求事項が並んでいたが、DIS では「4 組織の状況」、「5 リーダーシップ」、「7 支援」という新たな章が追加になっている。用語が変わっただけで 2004 年版と基本的な考え方が変わらない事項もあれば、新たに要求事項が追加となっている事項も存在している。

今般の改定の特徴として、以下の 7 点が挙げられている<sup>3</sup>。これらの要点を含め、各章ごとの主な改定点について、以降で考察する。

(ISO 14001 改正の主な変更点)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 戦略的な環境マネジメント</li> <li>(2) リーダーシップ</li> <li>(3) 環境保護</li> <li>(4) 環境パフォーマンス</li> <li>(5) ライフサイクル思考</li> <li>(6) コミュニケーション</li> <li>(7) 文書化</li> </ul> |
|---|

## 2. 各章ごとの主な改定点に関する考察

本章では、DIS の 4 章以降について、特徴的な改定箇所とその対応を考察する。

### 2.1. 「4 組織の状況」

HLS を取り入れたことにより、2004 年版から新たに加わった章が「4 組織の状況」である。

「4.1 組織及びその状況の理解」では、「EMS の意図した成果 (intended outcome) を達成するための、組織の内部・外部環境を把握すること」が要求されている。

2004 年版では、環境側面調査/環境法規制等調査により、業務プロセス分析を行って著しい環境側面を特定し計画・運用管理を行う、という EMS の一連の流れがあった。著しい環境側面を特定する際に実施する環境影響評価で、社会的に重要視されている環境問題や、組織内で相対的に環境負荷が大きいものが抽出されるよう、評価基準を定めて著しい環境側面を特定する手順を踏んでいる組織も多いと思われる。この「評価基準」を定める前段として、組織内外の状況を把握し、組織の置かれている状況を俯瞰して、何を課題と捉えるのかを明らかにすることが新たな要求事項となっている。

業務プロセス分析による環境側面の抽出を「ミクロの視点」としたら、業務プロセス分析する前に、「マクロの視点」で組織が置かれている状況を認識し、その上で EMS が目指すべき方向性を明らかにする、といった俯瞰した視点を持つことが述べられている。

つづく「4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」では、「EMS に関連する利害関係者、そのニーズ・期待、順守義務となる事項を決定すること」が要求事項となっている。2004 年版では「4.3.3」で目的目標の設定/レビュー時の考慮事項であったが、今般の DIS では項番が新たに加わった。「4.1」の組織内外

<sup>3</sup> International Standardization for Organization, "Revision of ISO 14001 Environmental management systems – Requirements with guidance for use Information note on scope, process, time lines and emerging changes Updated July 2014", ISO 14001 Environmental Management Systems Revision, [http://www.iso.org/iso/1n1000\\_iso\\_14001\\_revision\\_information\\_note\\_update\\_july2014.pdf](http://www.iso.org/iso/1n1000_iso_14001_revision_information_note_update_july2014.pdf), (Accessed 2014-12-30)

の課題のひとつが「利害関係者のニーズ」と言えるが、それを別建てで「4.2」項として新設されたことにより、強調した表現となっている。

このように、組織内外の環境分析を行って課題を明らかにしたうえで、EMS の目指すべき成果や方向性を定める、という要求事項が追加となっているが、これが今般の規格改定のポイントのひとつとして挙げられている“戦略的な環境マネジメント”に該当する。EMS は組織経営の仕組みであることから、経営計画の立て方と同じように、事業環境分析を行った上で戦略を立て、個別具体的な施策を策定する、という流れを今般の DIS は採用している。

「4 組織の状況」の具体的な対応方策を考えると、「SWOT 分析<sup>4</sup>」、「BSC<sup>5</sup>」のような事業環境分析や計画策定の手法を活用する方策が考えられる。

このような手法には不慣れである、ということであれば、複数名でブレインストーミングをして組織内外の課題を付箋に書き出して、課題整理を行う手法（KJ 法など）もある。経営企画部署などで既に整理されている事業環境の分析結果があれば、それを活用することが本来あるべき経営と一体化した EMS となるかもしれない。当然ながら規格には具体的な手法までは定められていないので、組織に合った適切な方法で、「組織の状況」を把握することになる。

いずれの方法を用いるにしても、EMS の推進による成果は明らかにすべきであり、改めて EMS で何を成し遂げるべきかを踏まえて、組織の置かれている環境を整理することが、この 4 章の要求事項となっている。

なお、この「4.1」と「4.2」は課題やニーズ等を「決定する」という表記になっており、今般の DIS の Annex（附属書）では、組織の状況、利害関係者に関して「必要に応じて文書化しても良い」となっている。文書化は必須ではないが、組織内外の課題整理を行った結果は何かしらの形で文書に残しておくことは有用と考える。

## 2.2. 「5 リーダーシップ」

「リーダーシップ」は今般の改定の特徴のひとつに挙げられているが、「5.1 リーダーシップ及びコミットメント」では、トップマネジメントの役割・責任が、2004 年版の「4.4.1 資源、役割責任及び権限」で述べられている内容よりも拡充されている。

「5.1」が新設されたことと、「その他の関連する管理層がその責任の領域においてリーダーシップを実証するよう、（トップマネジメントが）管理層の役割を支援する」といった、管理職がその責任権限を発揮すること、が今般の DIS に明記された。悪い典型例である事務局だけで回す EMS ではなく、各部署のそれぞれの役割・業務分掌の中で環境配慮を推進することを、各部署の管理者が責任を持って行うことが述べられている。

EMS が組織経営の仕組みである以上、経営者や管理職の積極的な関与・有効なトップダウンが、EMS をうまく回すために必要であることは、担当者の方々は身に染みて感じておられると推察される。

一方で、「環境対策は環境部署の仕事」という認識も組織内にまだ根強く残っており、この意識を変えることは永遠のテーマとも言える。こうした背景もあって、リーダーシップの強化が規格の要求事項

<sup>4</sup> Strength ; 組織の強み Weakness ; 組織の弱み Opportunity ; 外部の機会 Threat ; 外部の脅威 をマトリクスにして組織内外の現況を整理する手法

<sup>5</sup> Balanced Score Card ; 財務、人材、業務プロセス、顧客の 4 つの観点で組織戦略を計画・評価する手法

になったところでどうすれば良いか、正論が記載された規格と組織の現実や実態とのギャップに悩まれる担当者の方も少なくないであろう。

そうした意味で「社長や役員が関心を持っていない」、「組織が縦割りなので他部署の管理職が協力してくれない」という一般的な共通性のある問題点を抱える多くの組織に対してスポットライトを当てた改定となっているとも考えられる。

今般の改定の話から多少脇道に逸れるが、企業などの組織の環境事務局経験者の複数名と談話をする中で印象深いのが、「事務局の役割は、社長に環境経営のことを理解してもらうこと」という言及である。トップの認識がなければ、なかなか組織内の認識も高まらない、大手を振って取り組みを推進することができない。こうした状況を踏まえ、環境事務局の担当者は、以下のようなことを日夜積み重ねていき、トップの認識向上につなげていただければと考える。

- (1) 環境経営が会社の利益等につながることを意識的に報告する。  
(効率性の向上、これに伴うコスト削減効果など)
- (2) 良い意味での外圧として審査機関やコンサルタント等の外部人材をうまく活用する。
- (3) 経営者が課題と感じていることの解決ツールとして EMS の活用を提案する。  
(コンプライアンス徹底、営業推進、新サービス開発、組織活性化 等々)

言い換えれば「こうすればトップの認識が高まる」という即効性のある特効薬はないので、今般の規格改定を契機に、リーダーシップを有効に機能させるよう EMS の推進方策を上記の観点から見直すことも有意義であると考えられる。

なお、特定の管理責任者の任命、いわゆる環境管理責任者の設置が 2004 年版では「4.4.1」で明記されていたが、今般の DIS ではこの表記がなくなっている。用語定義の「3.2」で「注記 1 トップマネジメントは、組織内で、権限を委譲し、資源を提供する力をもっている」との記載があり、また、Annex 「A.5.1」でも、「トップマネジメントはこれらの行動 (5.1 に書いてあること) の全てを自らが実施しなくても良い (例えば、他の人に責任を委譲しても良い)」という説明があるので、従来通り環境管理責任者を設置するかどうかは必要に応じて組織が決めればよい、ということになる。

### 2.3. 「6 計画」

今般の DIS で 2004 年版と大きく変わっているのが、「6.1 脅威及び機会に関するリスクへの取組み」という括りがあり、「6.1.4 脅威及び機会に関連するリスク」という項番が追加になっている部分である。HLS 構造の組み入れにより新たに追加になっている項目である。

環境影響評価にスコアリング方式を用いて、「影響の大きさ×発生頻度」でリスクを評価している組織も多いが、そこでさらに「脅威及び機会に関するリスクを決定」という要求事項が加わると、一見、屋上屋を重ねるような構造にも見える。

「リスク」というと、脅威もしくはマイナスの影響、というイメージを持つが、用語定義では「目的に対する不確かさの影響」とされ、プラスまたはマイナスな方向に乖離すること、という、いわば「振れ幅」

とでもいうような定義となっている。

リスクには、為替リスク、規制リスク、風評リスク、災害リスク、とさまざまなリスクがあり、例えば為替リスクを取り上げると、一般的に輸出企業にとって円安は機会であり、輸入企業にとっては脅威で、円高の場合はその逆である。為替の変動は事業戦略に影響を与え、組織の業種業態によってこれが脅威となるか機会となるかは変わり、原材料調達や工場立地の国内回帰・海外展開といった事業戦略の変更が必要となる場合がある。環境面でも同様に、エネルギーコスト、原材料・資材コスト、環境技術調達コストといった予想に反して発生する追加的な費用が環境経営への影響を及ぼすことが考えられる。このようなリスクを特定し、対策を考慮することが規格での要求となっている。

環境の取り組みと関連するリスクの事例としては表2のように整理される。

表2 環境経営の脅威及び機会に関連するリスクと対策<sup>6</sup>

リスクの例	想定される脅威・機会	対策例
規制リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制対応に伴う費用負担</li> <li>・施設・設備の更改の必要性</li> <li>・規制対応の製品・サービスへのニーズ発生</li> </ul>	規制情報の迅速な把握、先行した対策の実施
風評リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業イメージのアップ・ダウン</li> </ul>	積極的な情報発信による適正な事実情報の普及、NPO等との連携による透明性確保
人事リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減・高齢化による人員不足、環境対応ノウハウの喪失</li> <li>・環境経営の発信によるイメージ向上に伴う就業希望者の増加、モチベーション向上</li> </ul>	ブランド戦略における環境経営の取り入れ、環境人材育成制度の導入
競合リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他社新製品による自社品の陳腐化</li> <li>・他社品との差別化・優位性の確保</li> </ul>	環境マーケティング、環境配慮設計による差別化推進
カントリーリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の資源不足（水、電力、燃料等）</li> <li>・廃棄物管理の困難さ</li> <li>・不足物への対応によるビジネスチャンス</li> </ul>	資源管理の徹底・発展、環境対応ノウハウのサービス化

どのようなリスクを特定するか、拾い上げればきりが無いが、「6.1.1 一般」では、「6.1.2 著しい環境側面」～「6.1.4」の計画を策定するとき、前述の組織内外の状況（「4.1」）、利害関係者のニーズ（「4.2」）を考慮することが述べられている。このため、組織内外の課題や利害関係者のニーズに関連するリスクを取り上げることになる。

この場合、すべてのリスクについて何かしらの対策を行う必要はない。リスク管理策は、「許容」・「移転」・「低減」・「回避」の4分類に分けて考えると、リスクを受け入れる（許容）という選択肢もある。「6.1.4」でも、リスクの移転や低減など「取り組む必要がある」リスクに関して文書化する、という要求事項になっているため、意味のある範囲でリスクを特定し、EMSの取り組みに反映していくことになる。

なお、今般のDISのAnnex「A.6.1.4」では、脅威及び機会に関するリスクの決定は、6.1.2 著しい環境側面及び6.1.3 遵守義務における分析と統合することができ、リスクの決定方法は、非常に単純な定性的プロセス又は完全な定量的評価を含む、との記載があることから、環境側面調査/影響評価/環境法規制等調査と合わせて実施しても良く、リスク特定の方法や精度は、組織の実態に合っていれば良い、ということ

<sup>6</sup> 当社作成。

になる。

「6.1.2」、「6.1.3」は、2004年版の「4.3.1 環境側面」、「4.3.2 法的及びその他の要求事項」とほぼ同じ内容である。今般のDISの「6.1.2」で「緊急事態を考慮する」ことが明文化されたが、既に環境側面調査の際に、緊急事態に関わる環境側面を特定している組織も少なくないと考えられる中で、2004年版の運用実態に合わせた改定と考えられる。

また、著しい環境側面の組織内への伝達がDISでは要求事項になっている点が2004年版とは異なる部分である。

そして2004年版と同様、ここまでの環境リスクアセスメントの結果を踏まえ、計画を策定する流れとなる。今般のDISでは、「6.1.5 取組みのための計画策定」、「6.2 環境目的及びそれを達成するための計画策定」と、計画策定に関する項目が2つ出てくる。「6.2」は、「6.2.1 環境目的」、「6.2.2 環境目的を達成するための取組みの計画策定」の2つの項目があり、2004年版の「4.3.3 の目的目標と実施計画」に対応している。DISでは目標(target)がなくなり、目的(objective)のみの表記になったため、従来の中長期の到達点である「目的」と短期の到達点である「目標」、という計画の構造に必ずしもしなくともよい。もともと、DISでは「目的」は、target、aim、purpose、goalにもなり、戦略的/戦術的のいずれにもなる、という用語定義になっているため、従来の計画構成を継続することも可能である。

もうひとつの「計画」である「6.1.5 取組みのための計画策定」は、Annex「A.6.1.5」を見ると「こうした脅威及び機会には、～(中略)～ 支援(箇条7参照)、運用(箇条8参照)、パフォーマンス評価、10改善といったマネジメントシステムのその他の部分への重要なインプットになり得るものもある」、「計画策定では、目的の設定、運用計画及び運用管理、緊急事態への準備、監視及び測定などを含む、環境マネジメントシステム内の単一の経路又は複数の経路の組合せを通じて取組みを行っても良い」<sup>7</sup>という記載があり、「6.1.5」が指す計画とは、EMSの基本設計や、方針と実施計画の間に位置づけられる方向感を示す「基本コンセプト」、「施策の柱」にあたるようなもの、「戦略」の位置づけになりうるものを指していると読むことができる。

## 2.4. 「7 支援」

2004年版は、規格要求事項を「計画策定→運用管理→監視測定/順守評価→マネジメントレビュー」というPDCAサイクルの基幹システムと、これを支える教育やコミュニケーション、文書管理といったサブシステム、と整理することができた。DISではHLSの導入により、2004年版の「4.4 運用の中のサブシステム要求事項」が、この「7 支援」に取りまとめられている。7 支援を構成する項目は、これまでと用語の言い回しが多少変わっているが、2004年版の「4.4.1」～「4.4.5」と「4.5.4」に対応している(表1)。

コミュニケーションは、今般の改定のポイントのひとつとなっており、「7.4.2」と「7.4.3」で、内部コミュニケーション、外部コミュニケーション、と分けて項目建てがされている。また「7.4.1 一般」では「コミュニケーションのためのプロセスを計画し、実施しなければならない」とあり、コミュニケーションの

<sup>7</sup> International Standardization for Organization; 一般財団法人日本規格協会. ISO/DIS 14001:2014 英和对訳版. 一般財団法人日本規格協会, 2014, 70p, p25.



内容、実施時期、対象者、方法、という、いわば「コミュニケーション計画」を策定することが要求事項となっている。CSR・環境報告書や Web サイトでの環境情報の発信、組織内の改善提案制度、行政機関とのやりとりなど、ステークホルダーに対して、どのような内容をどの方法でいつ伝えるか、ということ計画することが要求事項となっている。

## 2.5. 「8 運用」

2004年版の「4.4.6 運用管理」と「4.4.7 緊急事態への準備及び対応」が、今般の DIS の「8 運用」に対応している。改定ポイントとして挙げられている「ライフサイクル思考」が、「8.1 運用の計画及び管理」に記載されている。2004年版では「4.4.6」に、調達物品・サービスの著しい環境側面に関する環境管理が要求されているが、今般の DIS では、「ライフサイクルの視点で調達に関する環境上の要求事項を決定し、環境上の要求事項が考慮されていることの管理を実施する」といったように、既存の組織で行われているグリーン調達の取り組みに関する表記が明確になっている。なお「必要に応じて（実施する）」と表記されているため、どこまでグリーン調達を具体化して実践するかは組織次第であり、ある一定の許容範囲が設定されているように見受けられる。

なお、類似規格の2012年のロンドンオリンピックを契機に策定された「ISO 20121 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム」では、環境・CSR 調達の実施が「8.3 サプライチェーンマネジメント」として要求事項となっている。各種のイベントが成立するには、主催者、企画者、会場の提供者、物流・交通、警備、食品提供、廃棄物処理など、多くの関係者の参画が必要である。ISO 20121 では、これらのステークホルダーの環境・CSR に関する調達管理が要求事項となっている。2020年の東京オリンピックはこの ISO 20121 により環境マネジメントシステムの運用を行う、とされている<sup>8</sup>が、これと比較すると今般の DIS の調達管理部分とはトーンが大きく異なっている。

## 2.6. 「9 パフォーマンス評価」

2004年版の「4.5.1 監視及び測定」「4.5.2 順守評価」に対応しているのが、この9章である。2004年版の「4.5.1」と比較すると内容が詳細になっており、「適切な指標を用いた、組織が環境パフォーマンスを評価するための基準」や「監視及び測定の実施、実施結果の分析・評価の時期」といった、監視測定手順に関する事項が細かく要求事項として記載されている。また、「7.4.1 一般」（コミュニケーション）で定めた計画に基づき、環境パフォーマンス情報の、組織内外での双方向コミュニケーションが要求事項となっている。

なお、内部監査、マネジメントレビューは、それぞれ「9.2」、「9.3」としてこの9章に組み込まれている。

## 2.7. 「10 改善」

2004年版の「4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置」に対応するのが10章である。ISO/DIS 14001:2014も基本骨格はPDCAサイクルであるので、2004年版と大枠は変わらないが、従来のPDCAサイクルのAであった「4.6 マネジメントレビュー」は Check である9章に移動し、2004年版の Check のプロセスであった「4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置」が、今般の DIS では「10 改善」として Act のプロセス

<sup>8</sup> 一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会。”候補ファイル第1巻“。一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会, [https://tokyo2020.jp/jp/plan/candidature/dl/tokyo2020\\_candidate\\_entire\\_1\\_jp.pdf](https://tokyo2020.jp/jp/plan/candidature/dl/tokyo2020_candidate_entire_1_jp.pdf), (アクセス日: 2014年12月30日)



に移動し、順番が入れ替わっている。

## おわりに

今般の DIS では、規格構造の HLS 導入と、いくつかの新規の要求事項が追加されている。組織内外の課題特定、脅威と機会のリスクの特定といった、経営戦略と環境マネジメントの連携・融合を意図した改定箇所や、コミュニケーション計画、グリーン調達といった、現代の環境経営の実態に規格要求を合わせていくような改定が見受けられる。

今後、FDIS を経て、2015 年 6-9 月頃を目途に ISO14001:2015 が ISO から発行される予定となっている。DIS から内容が変更になる可能性もあるため、EMS を運用される組織では、今後の改定状況を確認しつつ、自社の EMS 対応への検討材料としていただければ幸いである。戦略性を持った環境経営の推進、という実効性をより高めた改定であることから、組織内外の分析等、着手できる部分から準備を進めていくことが望ましいと考える。

## 参考文献

International Standardization for Organaization; 一般財団法人日本規格協会. ISO/DIS 14001:2014 英和对訳版. 一般財団法人日本規格協会, 2014, 70p.

吉澤正.対訳 ISO 14001: 2004 環境マネジメントシステム. 一般財団法人日本規格協会, 2005,284p.

一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会.”候補ファイル第 1 巻 “. 一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会,

[https://tokyo2020.jp/jp/plan/candidature/dl/tokyo2020\\_candidate\\_entire\\_1\\_jp.pdf](https://tokyo2020.jp/jp/plan/candidature/dl/tokyo2020_candidate_entire_1_jp.pdf), (アクセス日: 2014 年 12 年 30 日)

### 執筆者紹介

**米倉 寛人** Hiroto Yonekura

CSR・環境事業部

上席コンサルタント

専門は環境マネジメント、CSR

### 損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社は、損保ジャパン日本興亜グループのリスクコンサルティング会社です。全社リスクマネジメント (ERM)、事業継続 (BCM・BCP)、火災・爆発事故、自然災害、CSR・環境、セキュリティ、製造物責任 (PL)、労働災害、医療・介護安全および自動車事故防止などに関するコンサルティング・サービスを提供しています。

詳しくは、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントのウェブサイト (<http://www.sjnk-rm.co.jp/>) をご覧ください。

### 本レポートに関するお問い合わせ先

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社

CSR・環境事業部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル

TEL: 03-3349-5973 (直通)